

保護者の方へ

治療に協力が得られないお子さんで、緊急的な歯科治療が必要であり、かつ保護者の方からの治療のご希望がある場合、安全に治療を行うためやむを得ずお子さんの頭部や身体を固定（抑制）させていただく場合があります。

（1）身体の抑制を行う際の基準

歯のケガやむし歯の進行によって痛みや腫れが生じるなど、日常生活に支障をきたす恐れがあり歯科治療が早急に必要な状況にありながら、お子さんの身体の動きによって治療が円滑に行えない場合、身体の抑制が必要になることがあります。

（2）身体の抑制を行う理由

歯科治療の際には口腔内で切削器具や鋭利な器具を扱いますので、お子さんの頭や体が激しく動いたり急に手が出たりすることで、口の粘膜や舌などを傷つけてしまう恐れがあります。また、突然の体動が契機となって器材や抜去した歯を誤飲・誤嚥してしまう恐れもあります。抑制によって体動を最小限にすることは、治療を安全かつ適正に行う可能性を高めます。

（3）抑制の方法

身体の固定にはレストレーナー®やバスタオルを使用し、布ベルトで頭部の固定を行うことがあります。手足のみを固定する場合は、介助者の補助のもとバスタオルを使用します。また、お子さんご自身で口を開けていていただくことが難しい場合は、安全のために開口器を使用することがあります。お子さんの協力性が向上して歯科治療が円滑に行えるようになった際、または保護者のお申し出があった際には、抑制を解除します。

（4）抑制により予想されること

治療後、皮膚に一時的な圧痕ができるなど、皮膚の血流障害が起こることがあります。

（5）その他の注意事項

治療前 2 時間以内のご飲食は、治療中に嘔吐した場合にのどを詰まらせる原因となりますので、お控えください。治療中は汗をかきますので、着替えをご持参ください。

（6）代替の方法

身体を抑制しないで治療を行う方法として、全身麻酔等の対応法があります。こうした方法を検討されたい場合は担当医にお申し出ください。当院では精神鎮静法や全身麻酔での治療は行なっておりませんので、大学病院等設備の整った施設へご紹介いたします。

医療法人社団桜宗会

月島みんなの矯正歯科・こどもの歯科